

求職受付手数料

求職（取り扱い職種のうち家政婦（夫）の場合のみ）の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求職の受付1件につき710円（免税事業者は660円）を限度として。求職者から受付手数料を徴収することができます。

ただし、同一の求職者にかかる求職の申込みの受理が、1箇月間に3件を超える場合にあつては、1箇月につき3件分に相当する額を限度とします。

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受付ける時の事務費用	1,000円以内 手数料負担者は 求人者 とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照合その他紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、 当該求職者の年間賃金の 50%以内 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における 当該求職者の年間賃金の 50%以内 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 100,000円 活動1日当たり 30,000円 成功報酬 職業紹介が成功した場合における 当該求職者の年間賃金の 50%以内 手数料負担者は 求人者 とします。
個人家庭において「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項」に規定する介護関係業務に係る作業であつて入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練または介護に関わる作業に従事する家政婦（夫）については、労災保険特別加入に係わる第二種特別加入保険に充てるべき額を求人された方から徴収します。（但し家政婦（夫）が特別加入した場合に限る。	支払われた賃金の0.55% （消費税相当分を含む）に相当する額 手数料負担者は 求人者 とします。

（注）上記手数料は消費税が含まれておりません。別途加算となります。

手数料が求職者の賃金の50/100（同一事業主が継続した場合、一年間の賃金を算定基礎）を超える場合は、労災特別加入に係わる第二種特別加入保険料率を除き50/100を限度とする。

許可番号 34-ユー-080001

事業所の名称及び所在地 広島県広島市亀山南三丁目9-5

有限会社吉宗看護婦家政婦紹介所

